

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、治水関係事業の整備促進に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．第 9 次治水事業七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度治水事業関係予算（特別枠・重点化枠を含む）を確保すること。
- 2．第 4 次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度急傾斜地崩壊対策事業関係予算（特別枠・重点化枠を含む）を確保すること。
- 3．河川改修事業の推進及び調整池等の整備促進に必要な関係予算を確保すること。
- 4．準用河川改修事業に係る国庫補助制度及び地方債措置の拡充を図ること。
- 5．河川・湖沼における水質保全を推進し、安定した水資源を確保すること。
- 6．地域特有の自然・歴史・文化と河川・湖沼の特性が調和した交流拠点を創出するため、水辺空間の整備を推進すること。
- 7．総合的な土砂災害対策の基本方針を早期に策定し、法的措置を図るとともに、必要な国費・事業費を確保すること。
- 8．第 6 次海岸事業七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度

海岸事業関係予算（特別枠・重点化枠を含む）を確保すること。

9．砂防指定地の申請に係る事務の簡素合理化を推進するとともに、必要な財政措置を図ること。

10．海岸管理に係る費用について地方交付税措置を図るとともに、大規模漂着流木等の処理対策事業及び白砂青松の創出事業を創設し、必要な国費・事業費を確保すること。

以上要望する。